

死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し死刑廃止について全社会的議論を開始することを求める会長声明

平成28年3月25日、大阪拘置所及び福岡拘置所において、それぞれ1名に対して死刑が執行された。岩城光英法務大臣は、平成27年12月の執行に次いで2度目の死刑執行を命じたことになった。

- 1 死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。
- 2 日本弁護士連合会は、平成23年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択したほか、平成25年2月12日には当時の谷垣禎一法務大臣に対し、平成27年12月9日には岩城光英法務大臣に対し、それぞれ「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めている。

当会においても、平成25年12月12日、平成26年6月26日、平成26年8月29日、平成27年6月25日、平成27年12月18日に行われた死刑執行に対し、会長声明を発している。当会としては、以上の要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認できない。

- 3 国際社会においては、死刑廃止が趨勢となっている。最近では、死刑廃止国が140か国（事実上の廃止国を含む。）であるのに対し、死刑存置国は58か国に過ぎない。日本政府は、国連関係機関からも、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう繰り返し勧告を受けている。
- 4 わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、平成26年3月27日には、静岡地方裁判所が袴田事件につき再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。また、当会所在の水戸地裁管内においても布川事件の再審で無罪判決が出されている。各再審事件において誤判を生じるに至った制度上及び運用上の問題点について、抜本的な改善は図られておらず、誤った死刑判決に基づく執行の危険性は依然として残されたままである。

5 そのうえ、事実認定に問題のない事案であっても、死刑と無期刑との量刑について裁判所間で判断が分かれる事例も相次いでおり、明確な判断基準が存在しているとは言い難い状況である。このような状況で直ちに死刑が執行されることにも重大な問題がある。

裁判員制度の下、市民が死刑判決に関わらざるを得なくなっている一方で、死刑制度そのものの存廃についての公の議論は何ら行われないうままである。

6 以上のような状況において、死刑を執行する必要性があったのか、更には死刑執行について熟慮を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

平成28年3月29日

茨城県弁護士会

会長 木島 千華夫